

地震により被災されたみなさまには心よりお見舞い申し上げます

平成28年熊本地震により被災された被保険者及び被扶養者の方の、医療費の一部負担金の徴収猶予及び被保険者証等の提示にかかる措置について下記のとおりお知らせします。

一部負担金の徴収猶予について

平成28年熊本地震にかかる災害救助法の適用市町村^{※1}に住所を有する方が、保険医療機関等で受診される場合、次のいずれかの申し立てを行なうことで、当面^{※2}、一部負担金の徴収が猶予されます。

- (1) 住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をしたこと
- (2) 主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負ったこと
- (3) 主たる生計維持者の行方が不明であること

※1 熊本県内の全市町村が適用されています。

※2 当面、平成28年7月末日までの措置となります。

被保険者証等の提示について

地震による被災に伴い、被保険者証を紛失あるいは家庭に残したまま避難されていることにより、保険医療機関等に被保険者証等を提示できない場合、次の事項を申し立てることにより健康保険で受診することができます。

- (1) 氏名 (2) 生年月日 (3) 連絡先（電話番号等）
- (4) 事業所名

被保険者証「再交付申請書」の提出が困難な場合は、下記までご連絡下さい。

以上のことに関するお問合せ・ご連絡は、給付課（06-6765-9212）まで

関西文紙情報産業健康保険組合